

報告第 1 1 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議場コンサートの中止に対する支払いに関する和解について、次のとおり専決処分する。

令和8年3月3日

足立区長 近藤 弥生

議場コンサート中止に対する支払いに関する和解について

足立区は、議場コンサート中止に対する支払いについて、下記のとおり和解する。

記

1 相手方

東京都文京区在住者 他3名

2 和解の内容

足立区は、相手方に和解金として94,663円を支払う。

3 事案の概要

足立区は、令和8年2月27日開催予定の議場におけるコンサート実施に関する委託契約の締結に向けて相手方と協議を重ねてきたが、合意には至らず、契約の締結には至らなかった。

コンサート実施の期日が迫っていたこともあり、相手方がすでに着手していた演奏者の選定や楽曲の編曲などの準備行為に対し、支払いを行う。